

会員に関する規程

2011年4月1日制定

2012年6月6日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会の定款第5条、第11条に基づくほか、この法人の会員としての権利・義務に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 正会員 定款第11条に定める権利のほか、以下に定める権利
年次学術集会で発表する権利、この学会の発行する会員向けの印刷物及び電子的情報の配布を受ける権利、この法人が認定する認定医、専門医、指導医の申請をする権利、代議員選任規程に定める選挙権及び被選挙権
- (2) 賛助会員 この学会の発行する賛助会員向けの印刷物及び電子的情報の配布を受ける権利
- (3) 名誉会員 年次学術集会で発表する権利、この学会の発行する会員向けの印刷物及び電子的情報の配布を受ける権利、この法人が認定する認定医、専門医、指導医の申請をする権利

(入会時の会費の支払い)

第3条 定款第12条により、入会の通知を受けた者といえども、指定された会費納入期限までに会費を納入しなかった時、入会の承認が取り消される場合がある。

(会費の支払い)

第4条 会員は、会費規程に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 通算して2年分の会費が未納となった正会員は会員資格を喪失する。
- 3 当該年度の会費が未納となった賛助会員は会員資格を喪失する。

(名誉会員の推薦)

第5条 理事会が名誉会員として総会に推薦することができる者は、この法人の学術的發展に多大の功労があった正会員で、かつ次の各号の一に該当する者とする。

- (1) この法人の役員を務め、かつ社員期間と委員会委員就任期間をあわせて通算15年以上務めた者。ただし、社員期間と委員会委員就任期間は重複しないものとする。
 - (2) この法人が主催する年次学術集会の会長を務めた者
 - (3) この法人の国際交流に著しい貢献のあった者
 - (4) 麻酔科学に関する領域で著しい学術的業績を上げ、この法人の発展に寄与した者
- 2 この法人の社員は、理事会に対して名誉会員を推薦することができる。
 - 3 名誉会員を推薦する社員は、次の各号に掲げる書類を理事会に提出するものとする。
 - (1) 推薦書
 - (2) 被推薦人の経歴書
 - (3) 被推薦人の学術業績の概要
 - 4 理事長は社員に対し、年度ごとに名誉会員推薦の受付期間を通知しなければならない。

(名誉会員の選考)

第6条 理事会は、前条の推薦に基づき、名誉会員を選考する。

- 2 理事会は、前項の選考にあたり推薦者の意向を確認する。
- 3 理事会は、選考に先立って被推薦人から、書面による承諾を得なければならない。

(名誉会員の決定)

第7条 名誉会員は、総会の承認により決定する。

(名誉会員の推戴)

第 8 条 この法人は、通常総会で、その年に名誉会員となった者に対し推戴式を行い、推戴状及び記念品を授与し、その功労を讃えるものとする。

(懲 罰)

第 9 条 理事会は、会員として相応しくない行為があると判断したとき、社員総会の議決により当該会員を処分することができる。

- 2 会員に対する処分については、会員の懲罰に関する細則に定める。
- 3 理事会は社員総会に諮る前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(規程の変更)

第 10 条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (2) に従ってなす。

附則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. この規程第 4 条にいう役員、会長、委員長の経歴には日本麻酔科学会及び社団法人日本麻酔科学会の、理事、監事、会長、委員長の経歴を含み、代議員の経歴には、日本麻酔科学会評議員、社団法人日本麻酔科学会代議員の経歴を含む。
4. この法人の会費未納期間には、社団法人日本麻酔科学会に対する会費未納期間を加算する。
社団法人日本麻酔科学会が公益法人として認定される年度までに 2 年分の会費が未納の会員は、その年度に限り 3 年分の会費を一括納入することにより、停止した権利を復活させることができる。ただし公益法人に認定される年度の次年度以降はこの附則は適応されない。